

表4 毎日検査項目の検査頻度

項目	検査頻度/年	備考
	蛇口	
色	365日	水道法施行規則第15条 第1項第1号による
濁り	365日	
消毒の残留効果(残留塩素)	365日	

表5 水質基準項目の検査頻度

番号	項目	基準値 (mg/L)	検査頻度/年				備考
			浄水		原水		
			9項目	49項目	37項目	ほか	
1	一般細菌	集落数が 100CFU/mL以下	8回	4回	1回		病原生物の代 替指標
2	大腸菌	検出されないこと	8回	4回	1回	11回	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下		4回	1回		無機物/重金 属
4	水銀及びその化合物	0.0005以下		4回	1回		
5	セレン及びその化合物	0.01以下		4回	1回		
6	鉛及びその化合物	0.01以下		4回	1回		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下		4回	1回		
8	六価クロム化合物	0.05以下		4回	1回		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下		4回	1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		4回	1回		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		4回	1回		
12	フッ素及びその化合物	0.8以下		4回	1回		
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		4回	1回		
14	四塩化炭素	0.002以下		4回	1回		
15	1, 4-ジオキサン	0.05以下		4回	1回		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下		4回	1回		
17	ジクロロメタン	0.02以下		4回	1回		
18	テトラクロロエチレン	0.01以下		4回	1回		
19	トリクロロエチレン	0.01以下		4回	1回		
20	ベンゼン	0.01以下		4回	1回		
21	塩素酸	0.6以下		4回			消毒副生物
22	クロロ酢酸	0.02以下		4回			
23	クロロホルム	0.06以下		4回			

24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		4 回			消毒副生物
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下		4 回			
26	臭素酸	0.01 以下		4 回			
27	総トリハロメタン	0.1 以下		4 回			
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		4 回			
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下		4 回			
30	ブロモホルム	0.09 以下		4 回			
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		4 回			着色
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下		4 回	1 回		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下		4 回	1 回		
34	鉄及びその化合物	0.3 以下		4 回	1 回		
35	銅及びその化合物	1.0 以下		4 回	1 回		味
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下		4 回	1 回		
37	マンガン及びその化合物	0.05 以下		4 回	1 回		着色
38	塩化物イオン	20 以下	8 回	4 回	1 回		味
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下		4 回	1 回		
40	蒸発残留物	500 以下		4 回	1 回		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下		4 回	1 回		発泡
42	ジェオスミン	0.00001 以下				1 回	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下				1 回	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下		4 回	1 回		発泡
45	フェノール類	0.005 以下		4 回	1 回		臭気
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 以下	8 回	4 回	1 回		味
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	8 回	4 回	1 回		基礎的性状
48	味	異常でないこと	8 回	4 回	1 回		
49	臭気	異常でないこと	8 回	4 回	1 回		
50	色度	5 度以下	8 回	4 回	1 回		
51	濁度	2 度以下	8 回	4 回	1 回		
ほか	嫌気性芽胞菌	検出されないこと				12 回	